

定 款

株式会社

平成 00 年 0 月 00 日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 .
- 2 .
- 3 . 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 , 0 0 0 株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株主が当会社の発行する株式を譲渡により取得する場合は、株主総会の承認をしたものとみなす。

(株券の不発行に関する定め)

第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の発行する株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 2 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、会日の7日前までに議決権を有する株主にその通知を発する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 3 株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、当会社本店において 10 年間保存するものとする。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から株主総会において選任する。但し、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

3 取締役の選任は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 2 1 条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第 2 2 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 3 条 当会社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 2 4 条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 2 5 条 当社の最初の事業年度は当社設立の日から、平成
年 月末日までとする。

(設立時取締役)

第 2 6 条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。
設立時取締役

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第 2 7 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金 万円
とする。

(発起人の氏名、住所及び割当てを受ける株式数等)

第 2 8 条 発起人の住所、氏名及び発起人が割当てを受ける設立時発
行株式の数並びに当該株式と引換えに払込む金銭の額は次
のとおりとする。

株 金 万円 (1 株につき金 5 万円)

以上のとおり株式会社 を設立するため、発起人 の
定款作成代理人である行政書士福田昌樹は、電磁的記録である本定
款を作成し電子署名する。

平成 年 月 日

発起人

上記発起人の定款作成代理人

札幌市豊平区平岸2条7丁目2番20-202号

行政書士 福田昌樹

登録番号09010001号